

付議 第 1 号

知事の事務の委任に関する協議議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、知事から、子ども手当に関する事務を委任することについて協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 26 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をすること。

知事の事務の委任に関する協議議案説明

この議案は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき知事から子ども手当に係る下記の事務の委任の協議があったことにつき、同意の議決を求めるとするものである。

記

1 事務の内容

第 177 回通常国会に提案された「国民生活等の混乱を回避するための平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が施行された場合における「平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律」第 16 条第 1 項の規定によって読み替えられる同法第 6 条の認定に関する事務のうち、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 37 号）第 2 条に規定する職員（同条第 1 項第 2 号に規定する技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 32 年高知県条例第 56 号）の適用を受ける者を含む。）に係るもの

2 委任先

高知県教育長

(別紙)

22高行管第437号
平成23年3月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久 様

高知県知事 尾崎 正直



事務委任の協議について

次の事務を教育長に委任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 委任する事務

第177回通常国会に提案された「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が施行された場合における「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」第16条第1項の規定によって読み替えられる同法第6条の認定に関する事務のうち、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第2条に規定する職員（同条第1項第2号に規定する技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の適用を受ける者を含む。）に係るもの

2 委任する理由

教育委員会の所管する事務と一体となって執行することがより効率的であるため

3 委任の時期

国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行日

参考資料

「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」の概要

- 「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」(以下「22年度法」という。)の題名を「平成22年度~~等~~における子ども手当の支給に関する法律」に改める。
- 22年度法第7条第2項を改正し、支給期間を平成23年9月までとする。(支給月額及び支給要件は22年度法と同じ)
- 施行日は平成23年4月1日とする。(公布の日が4月1日後となる場合には、公布の日から施行。この場合、公布の日が属する月までの月分の児童手当が支払われたときは、その支払われた児童手当は、当該月分として支払うべき子ども手当の内払いとみなすことができる。)

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（現行）

（認定）

第六条 受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

（支給及び支払）

第七条 市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給する。

2 子ども手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十三年三月（同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わる。

第十六条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）についてこの章の規定を適用する場合においては、第六条第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 略	二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）
略	当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあっては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

公立学校職員の給与に関する条例

(昭和 29 年 7 月 12 日条例第 37 号)

(定義)

第 2 条 この条例において職員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 県立の中学校並びに市町村(市町村の組合を含む。第 27 条の 4 を除き、以下同じ。)立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場の学校栄養職員を含む。)及び事務職員
- (2) 高等学校(市町村立の高等学校の全日制課程を除く。以下同じ。)及び特別支援学校(前号の市町村立の特別支援学校を除く。)の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、看護職員、事務職員及びその他の職員(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 32 年高知県条例第 56 号)の適用を受ける者を除く。以下同じ。)

2 この条例において教育職員とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。